

以下の2点についてお知らせするもの。

○令和4年6月1日以降の水際措置の見直し

○留学生円滑入国スキーム及び令和4年3月1日以降に入国した外国人留学生の状況調査等の終了

事務連絡

令和4年5月25日

各都道府県教育委員会指導事務担当課
各指定都市教育委員会指導事務担当課
各都道府県私立学校主管課 御中
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局国際教育課

令和4年6月1日以降の「水際対策強化に係る新たな措置（28）」等について（周知）

令和4年5月20日付けで、「水際対策強化に係る新たな措置（28）」が公表され、6月1日以降、水際対策の見直しが下記のとおり実施されることとなりましたのでお知らせいたします。

また、外国人留学生の受入れを優先的かつ着実に実施できるよう令和4年3月11日より受付を開始しております「留学生円滑入国スキーム」及び令和4年3月1日以降に入国した外国人留学生の入国状況に関する調査について、令和4年5月31日をもって終了することとなりましたのでお知らせいたします。

このことについて、各都道府県教育委員会におかれては所管の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部（以下「高等学校等」という。）及び域内の指定都市を除く高等学校等を所管する市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の高等学校等に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の高等学校等及び学校法人に対して、各国公立大学法人におかれては管下の高等学校等に対して、高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、周知願います。

なお、本事務連絡は高等学校所管課宛てに送付しておりますので、義務教育諸学校を担当していない場合、必要に応じて義務教育諸学校所管課にも御転送くださいますよう、願います。

記

1. 水際対策強化に係る新たな措置（28）について

5月20日付けで、「水際対策強化に係る新たな措置（28）」が公表され、6月1日以降、以下の措置が講じられます。

（1）入国時検査及び入国後待機期間の見直し

オミクロン株に関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に勘案し、本措置に基づく別途の指定に沿って、次の措置が実施されます。

国・地域を「赤」・「黄」・「青」の3つに区分し、

- ① 「赤」区分の国・地域からの帰国者・入国者については、入国時検査を実施した上で、検疫所が確保する宿泊施設での3日間待機を求め、宿泊施設で受けた検査の結果が陰性であれば、退所後の自宅待機を求めないこととします。このうち、ワクチン3回目接種者については、宿泊施設での待機に代えて、原則7日間の自宅待機を求めることとし、入国後3日目以降に自主的に受けた検査の結果が陰性であれば、その後の自宅待機の継続を求めないこととします。
- ② 「黄」区分の国・地域からの帰国者・入国者については、入国時検査を実施した上で、原則7日間の自宅待機を求めることとし、入国後3日目以降に自主的に受けた検査の結果が陰性であれば、その後の自宅待機の継続を求めないこととします。このうち、ワクチン3回目接種者については、入国時検査を実施せず、入国後の自宅待機を求めないこととします。
- ③ 「青」区分の国・地域からの帰国者・入国者については、ワクチン3回目接種の有無によらず、入国時検査を実施せず、入国後の自宅待機を求めないこととします。

(2) 入国後の公共交通機関の使用について

入国後24時間以内に自宅待機のために自宅等まで移動する場合に限り、引き続き、自宅待機期間中であっても公共交通機関の使用を可能とします。

なお、具体的な国・地域については、準備が整い次第、公表される見込みです。
詳細については以下のリンク先をご確認ください。

○厚生労働省ホームページ

- ・水際対策に係る新たな措置について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

- ・水際対策強化に係る新たな措置(28)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000941163.pdf>

- ・水際対策強化に係る新たな措置(28) Q&A

<https://www.mhlw.go.jp/content/000941306.pdf>

2. 留学生円滑入国スキームの終了について

外国人留学生の受入れに関し、文部科学省、出入国在留管理庁及び国土交通省との共同で、ビジネス客等が比較的少ない月曜日から木曜日を中心に、国内航空会社等の協力を得て、大

学や高等専門学校、高等学校、専修学校・各種学校、日本語教育機関等の受入機関が搭乗便の希望を集約した留学生について、フライト毎に設定されている一般枠と別に扱い、当該フライトの空席を活用して、留学生が円滑に搭乗・入国することを可能とする「留学生円滑入国スキーム」を導入しております。

当該スキームについては、一般枠を含め、入国は順調に進み、5月末までに相当程度の留学生の入国が認められること、また直近の「留学生円滑入国スキーム」の申請が落ち着いていることから、当初の予定どおり、5月31日をもって終了することとし、外国人留学生入国サポートセンターも5月末で閉鎖することをお知らせいたします。

5月31日までに日本に到着する各航空会社の外国人留学生入国サポートセンター（文部科学省及び出入国在留管理庁共同運営）への予約申請についても順次終了いたします。

このため、6月1日以降に日本に到着される外国人留学生の方は、一般的な予約方法によりフライトの予約をお願いします。

3. 令和4年3月1日以降に入国した外国人留学生の状況調査

令和4年3月7日付けの事務連絡において、外国人留学生の入国状況等を適時に把握し、円滑な入国につなげていくため、「令和4年3月1日以降に入国した外国人留学生の状況調査」へ御協力をいただいていたところですが、入国は順調に進み、留学生の入国状況が落ち着いてきたことから、5月末をもって終了とします。なお、今後の入力については、以下のとおりのスケジュールでの入力をお願いします。

- ・ 5月26日（木）～5月31日（火）の留学生の入国者
→6月1日（水）中への入力

引き続き、各高等学校等におかれましては、生徒等と密に御連絡をとっていただき、個々がおかれている状況に応じて柔軟に御対応いただきますようお願いいたします。

<本事務連絡担当連絡先>

文部科学省総合教育政策局国際教育課国際理解教育係

代表：03-5253-4111（内線 3487）

E-mail：kouryu@mext.go.jp